

○事業のスケジュール

	申請者	愛知県
3月	①12月～3月分（4か月分）の一時金の支給 又は ②12月～2月分（3か月分）の一時金の支給 ＋3月分給与のベースアップ を実施	
4月	4月分給与のベースアップ	（随時実施） ・ 交付要綱・様式の策定 ・ 委託業者選定 ・ 申請案内の郵送 ・ 申請受付 ・ 審査終了後、随時支払
5月	5月分給与のベースアップ	
6月～	交付申請兼実績報告書の提出 （改定後診療報酬算定開始）	
7月～		

- 「賃上げ支援事業」は交付決定や内示後でなければ事業着手（賃上げ）ができないものではありません。申請前に事業を終えている必要がありますので、ご注意ください（事業完了後に申請いただき、後払いで交付するものです）。
- 「物価支援事業」は「賃上げ支援事業」と同時期に申請を受け付けます。どちらかのみ申請も可能です。